

■介護保険給付対象

●短期入所療養介護浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)～7級地(10.14円)】

サービス内容略称	算定項目		単位数
要介護 1	介護老人保健施設短期入所療養介護費 【基本型】	1日につき	830 単位
要介護 2			880 単位
要介護 3			944 単位
要介護 4			997 単位
要介護 5			1052 単位
処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の71/1000加算
夜勤職員配置加算		1日につき	24 単位
※個別リハビリテーション実施加算		1日につき	240 単位
★サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	1日につき	6 単位
※療養食加算(1日に3回まで)		1回につき	8 単位
※送迎を行う場合		片道につき	184 単位

(※印は該当する方みの算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

●介護予防短期入所療養介護浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)～7級地(10.14円)】

(要支援1・2の場合)

サービス内容略称	算定項目		単位数
要支援1	介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 【基本型】	1日につき	613 単位
要支援2			774 単位
処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の71/1000加算
夜勤職員配置加算		1日につき	24 単位
※個別リハビリテーション実施加算		1日につき	240 単位
★サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	1日につき	6 単位
※療養食加算(1日に3回まで)		1回につき	8 単位
※送迎を行う場合		片道につき	184 単位

(※印は該当する方みの算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

■介護保険給付対象外

食費	朝食580円、昼食730円、夕食730円
部屋代	437円/日
日用品費	200円/日
教養・娯楽費	200円/日
洗濯代	衣類一式400円/回 一枚200円/回

- 地域区分が7級地にて1単位の単価が10.14円と定められており、利用料はそれに基づき算定されます。また、介護保険制度の定められた計算式上、この表に提示されている介護給付対象の各項目の負担額と、実際の利用月ごとの合計負担額がに僅差が生じることがあります。

個室

■介護保険給付対象

●短期入所療養介護浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)～7級地(10.14円)】

サービス内容略称	算定項目		単位数
要介護1	介護老人保健施設短期入所療養介護費 【基本型】	1日につき	753 単位
要介護2			801 単位
要介護3			864 単位
要介護4			918 単位
要介護5			971 単位
処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の71/1000加算
夜勤職員配置加算		1日につき	24 単位
※個別リハビリテーション実施加算		1日につき	240 単位
★サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	1日につき	6 単位
※療養食加算(1日に3回まで)		1回につき	8 単位
※送迎を行う場合		片道につき	184 単位

(※印は該当する方のみ算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

●介護予防短期入所療養介護浜当日 利用料金表 【地域区分(焼津市)～7級地(10.14円)】

(要支援1・2の場合)

サービス内容略称	算定項目		単位数
要支援1	介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 【基本型】	1日につき	579 単位
要支援2			726 単位
処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位数の71/1000加算
夜勤職員配置加算		1日につき	24 単位
※個別リハビリテーション実施加算		1日につき	240 単位
★サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上	1日につき	6 単位
※療養食加算(1日に3回まで)		1回につき	8 単位
※送迎を行う場合		片道につき	184 単位

(※印は該当する方のみ算定となります。★印は今後全利用者様に算定する可能性があります。算定となる場合はご連絡いたします。)

■介護保険給付対象外

食費	朝食580円、昼食730円、夕食730円
部屋代	1,728円/日
日用品費	200円/日
教養・娯楽費	200円/日
洗濯代	衣類一式400円/回 一枚200円/回

- 地域区分が7級地にて1単位の単価が10.14円と定められており、利用料はそれに基づき算定されます。また、介護保険制度の定められた計算式上、この表に提示されている介護給付対象の各項目の負担額と、実際の利用月ごとの合計負担額がに僅差が生じることがあります。